

# 田島公民館ロッカー貸出要領

## 1 貸出要件

- ・ 田島公民館登録サークルであること。
- ・ 1サークル1区画を限度とする。
- ・ 原則として月1回以上田島公民館を利用すること。

## 2 貸出期間

- ・ 原則として1年間（4月から3月まで）

## 3 貸出サークルの募集、決定について

- ・ 希望サークルがロッカー数を超えた場合は抽選とする。
- ・ 抽選を行う場合は、館内の掲示及び館報に掲載し募集する。

## 4 保管品について

- ・ 貴重品は、保管しない。
- ・ 食糧品を保管しない。

## 5 保管品の破損・紛失等について

- ・ 保管中の物品等の破損・紛失について、公民館は一切責任を負わない。  
各サークルが責任を持って保管する。

## 6 ロッカーの使用について注意事項

- ・ ロッカーの中は、常に清潔、整理整頓をしておく。
- ・ 無断で他のサークルに権利を譲渡しない。
- ・ ロッカーのドア等を破損した場合は、速やかに事務室に申し出る。
- ・ ロッカーに加工(鍵をつけるなど)をしない。
- ・ ロッカーの上に物品を置かない。
- ・ 無断で空いているロッカーを使用しない。